

# 指定管理者の選定結果

## 第1 笠間市総合公園ほか6施設に係る指定管理者選定結果

### 1 施設概要

#### 【施設1】

- (1) 名称 笠間市総合公園
- (2) 所在地 笠間市箱田867番地1
- (3) 設置目的 都市公園法に基づき、公共の福祉の増進に資すること
- (4) 設置根拠 笠間市都市公園条例
- (5) 施設概要 テニスコート、多目的広場、市民球場、管理棟、芝生スポーツ広場、ピクニック広場、グラウンドゴルフ場
- (6) 施設所管課 スポーツ振興課

#### 【施設2】

- (1) 名称 石井街区公園
- (2) 所在地 笠間市石井2068番地1
- (3) 設置目的 都市公園法に基づき、公共の福祉の増進に資すること
- (4) 設置根拠 笠間市都市公園条例
- (5) 施設所管課 スポーツ振興課

#### 【施設3】

- (1) 名称 笠間市民体育館
- (2) 所在地 笠間市石井2068番地1
- (3) 設置目的 市民の体育、スポーツの振興を図るとともに、体育、スポーツ以外の各種行事、集合等に使用する施設とすること
- (4) 設置根拠 笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 競技場、会議室
- (6) 施設所管課 スポーツ振興課

#### 【施設4】

- (1) 名称 笠間市笠間武道館
- (2) 所在地 笠間市石井2068番地1
- (3) 設置目的 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、教育の振興等を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 武道場、弓道場
- (6) 施設所管課 スポーツ振興課

#### 【施設5】

- (1) 名称 笠間市岩間海洋センター
- (2) 所在地 笠間市押辺2259番地1
- (3) 設置目的 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、陸上及び海洋性スポーツ並びにレクリエーションを通じて、市民の健康と健全な心身の発達を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 体育館、ミーティングルーム、プール
- (6) 施設所管課 スポーツ振興課

#### 【施設6】

- (1) 名称 笠間市岩間総合運動公園
- (2) 所在地 笠間市押辺2259番地1
- (3) 設置目的 市民の体育向上と心身の健全な発展を図り、かつ、スポーツ・レクリエーションの振興を図ること

- (4) 設置根拠 笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 野球場，サッカー場，ターゲットバードゴルフ場，芝生多目的広場
- (6) 施設所管課 スポーツ振興課

【施設7】

- (1) 名 称 笠間市岩間工業団地テニスコート
- (2) 所 在 地 笠間市安居2600番地31
- (3) 設置目的 市民及び市内企業に勤務する者の体育向上と心身の健全な発展を図るとともに，庭球のテニスの推進，スポーツ・レクリエーションの振興を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市岩間工業団地テニスコートの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 テニスコート
- (6) 施設所管課 スポーツ振興課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- (2) 管理運営業務
  - ①施設の利用許可に関する業務
  - ②施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ③施設の利用促進に関する業務
  - ④スポーツの振興に必要な事業に関する業務
  - ⑤前各号に掲げるもののほか，市が管理運営上必要と認める業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として，指定管理者に対して，年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要 公募・非公募の別 公募
- (2) 募集結果 申請団体 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会

4 選定経過

施設所管課による選考の後，笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い，施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した，選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点
① 指定管理業務の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）による施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	20
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	30
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20

		安定した経営基盤を有しているか。	
④	計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。事業計画に沿った管理を行う能力があるか。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報を管理できるか。	
		災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
合 計			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査，申請団体からのヒアリング等により，選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成29年10月24日（火）  
午後1時30分から2時20分まで
- ② 場 所 笠間市役所 教育棟2階 2-2会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 6名

イ 審議経過

申請書類審査，申請団体によるプレゼンテーション，申請団体に対する質疑，施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後，選定基準に基づき，各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間市総合公園ほか6施設は，良質な緑地環境の保全，地域住民の憩いの場，子どもたちの遊び空間，緊急時の防災拠点及び避難場所の機能に加え，スポーツ，健康の維持増進に活用されることなどを目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては，設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて，審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い，笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしているため，採点表により集計した。

その結果，採点に加わった5名全委員が，特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※評価傾向

選定基準13項目中，「利用者本位のサービスが提供されているか。」などの4項目について全委員が優れている以上の評価をしており，5項目については過半数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により，特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会が指定管理者候補者として適当であ

ると判断した。

○付帯意見  
なし

## 5 選定結果

指定管理者候補者名	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
主な選定理由	候補者は、現在本施設を管理運営しており、今回も設置目的に合致した事業計画を提案し、市民サービスの向上及び施設の管理運営体制が安定的かつ継続的に確保されることが見込まれるため。

## 6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市総合公園，笠間市民体育館，笠間市笠間武道館，石井街区公園，笠間市岩間海洋センター，笠間市岩間総合運動公園及び笠間市岩間工業団地テニスコート
指定管理者	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
指定期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 第2 笠間市地域福祉センター

### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間市地域福祉センターともべ, 笠間市地域福祉センターいわま
- (2) 所在地 笠間市美原三丁目2番11号 (笠間市地域福祉センターともべ)  
笠間市下郷5139番地1 (笠間市地域福祉センターいわま)
- (3) 設置目的 地域における福祉活動の拠点として, 地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ること
- (4) 設置根拠 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要
- ・笠間市地域福祉センターともべ  
創作活動室, 機能回復訓練兼日常生活訓練室, 会議室, 作業訓練室, 介護予防室, 相談室 など
  - ・笠間市地域福祉センターいわま  
訓練室, 集会室, 相談室, 集団検診室, 栄養実習室 など
- (6) 施設所管課 社会福祉課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- (2) 管理運営業務
- ①地域の福祉ニーズに応じたサービス及びボランティア活動のための施設の提供に関すること。
  - ②地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成等に関すること。
  - ③福祉に関する情報の提供及び相談に関すること。
  - ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に関する指定障害福祉サービスの事業に関すること。
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として, 指定管理者に対して, 年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集概要 公募・非公募の別 非公募  
(非公募の理由)  
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会は, 長く地域福祉センター及び障害者福祉センターの管理運営を行ってきたことにより福祉事業に精通しており, 委託を継続することにより市民の福祉向上に繋がるものと考えられるため。
- (2) 募集結果 申請団体 社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後, 笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い, 施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

- (1) 選定基準  
申請要領で提示した, 選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 指定管理業務の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	
④ 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
	収支計画は妥当か。	
	類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
	適切に個人情報を管理できるか。	
合 計		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査，申請団体からのヒアリング等により，選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成29年10月19日（木）  
午後2時から3時まで
- ② 場 所 笠間市役所 教育棟2階 2-2会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 7名

イ 審議経過

申請書類審査，申請団体によるプレゼンテーション，申請団体に対する質疑，施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後，選定基準に基づき，各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間市地域福祉センターは，地域における福祉活動の拠点として，地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては，設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（申請要領に提示）に基づいて，審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い，笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしているため，採点表により集計した。

その結果，採点に加わった6名全委員が，社会福祉法人笠間市社会福祉協議会を指定管理者候補

者として適当と判断した。

※評価傾向

選定基準12項目中、「市民の平等利用が確保されているか。」などの3項目について全委員が優れている以上の評価をしており、6項目については過半数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会が指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

指定管理期間（5年間）の事業計画、利用人数、事業収支等を各施設（友部、岩間）毎に明確に示すこと。

5 選定結果

指定管理者候補者名	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
主な選定理由	提案された事業計画書が施設の設置目的に合致し、市民福祉の向上及び施設の管理運営体制が安定的、継続的に確保できるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市地域福祉センター
指定管理者	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会
指定期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 第3 笠間の家

#### 1 施設概要

- (1) 名称 笠間の家
- (2) 所在地 笠間市下市毛79番地9
- (3) 設置目的 笠間市が、陶芸家の故里中英人氏のアトリエ兼居宅の寄付を受けたことに伴い、日本を代表する建築家伊東豊雄氏の作品でもある旧里中英人邸の保存及び活用を図るとともに、地域活性化及び市民と都市住民との交流を促進すること
- (4) 設置根拠 笠間の家を設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 ギャラリー、書斎、居間、厨房、創作工房、窯場、トイレ など
- (6) 施設所管課 商工観光課

#### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- (2) 管理運営業務
  - ①地域活性化の促進に関すること
  - ②市民と都市住民との交流の促進に関すること
  - ③笠間市の産業の振興に資する工芸品の制作、展示及び販売に関すること
  - ④施設の利用の許可及び利用料金の徴収に関すること
  - ⑤施設及び設備の維持管理に関すること
  - ⑥その他市長が必要と認めること
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

#### 3 募集経過

- (1) 募集概要 公募・非公募の別 公募
- (2) 募集結果 申請団体 特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会

#### 4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

##### (1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
①	指定管理業務の実施に係る計画書による施設の運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。	10
	利用者の平等利用が確保されているか。	
②	計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	利用者本位のサービスが提供されているか。
		施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。
		適切な施設の維持管理が確保されているか。
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	20



③ 施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	10
	安定した経営基盤を有しているか。	
④ 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
	収支計画は妥当か。	
	類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
	適切に個人情報管理できるか。	
⑤ 自主事業の内容が、施設の設置目的を理解したものとなっているか。	本市の特色やニーズを踏まえた「笠間らしい」事業であるか。	30
	建築作品としての笠間の家イメージに合った事業であるか。	
	陶芸家里中英人氏、建築家伊東豊雄氏のネームバリューを有効的に活用しているか。	
	地域組織との連携、作家の育成等に寄与する事業であるか。	
	民間経営の独自性があるか。	
合 計		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成29年10月24日（火）  
午後2時35分から3時25分まで
- ② 場 所 笠間市役所 教育棟2階 2-2会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 6名

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間の家は、笠間市が、陶芸家の故里中英人氏のアトリエ兼居宅の寄付を受けたことに伴い、日本を代表する建築家伊東豊雄氏の作品でもある旧里中英人邸の保存及び活用を図るとともに、地域活性化及び市民と都市住民との交流を促進することを目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を

行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった5名全委員が、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※評価傾向

選定基準18項目中、「類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。」などの2項目について全委員が優れている以上の評価をしており、7項目については過半数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会が指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
主な選定理由	提案された事業計画書が施設の設置目的に合致し、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、他類似施設の管理運営の実績及び利用者の増加に向けた独自性のある事業計画を総合的に評価したため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間の家
指定管理者	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
指定期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 第4 筑波海軍航空隊記念館

### 1 施設概要

- (1) 名 称 筑波海軍航空隊記念館
- (2) 所 在 地 笠間市旭町654番地
- (3) 設置目的 太平洋戦争末期に特攻隊員として多くの若者を戦場に送り出した筑波海軍航空隊があった笠間市が、特攻隊員を主とした当時の関係者の遺品や資料等を保存展示することにより、歴史への理解を深め、世界の恒久平和の実現に役立てるとともに、地域の教育及び文化の向上並びに地域の振興に寄与すること
- (4) 設置根拠 筑波海軍航空隊記念館の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 旧管理棟，旧検査棟 など
- (6) 施設所管課 生涯学習課

### 2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ①記念館の施設等の運営及び維持管理に関する業務  
②筑波海軍航空隊及び地域の戦史に関する資料等（以下「資料等」という。）の収集，保管及び展示に関する業務  
③筑波海軍航空隊及び地域の戦史に関する調査及び研究に関する業務  
④筑波海軍航空隊及び地域の戦史における戦争体験の継承に関する業務  
⑤歴史，文化等に係る講演会，講習会，研修会等の開催  
⑥記念館の設置目的の達成に必要な事業に関する業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として，指定管理者に対して，年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

### 3 募集経過

- (1) 募集概要 公募・非公募の別 非公募  
(非公募の理由)  
株式会社プロジェクト茨城は，平成25年より筑波海軍航空隊記念館を運営し，その間に戦争関連の貴重な資料等を収集するとともに，独自のノウハウを活かして様々なイベントを開催し，これまで約18万人の入場実績を上げている。  
また、展示品の約85%は同社が所有及び所有者からの寄託を受けているもので，当該施設と密接不可分な関係にある。  
以上のことから，非公募とするものである。
- (2) 募集結果 申請団体 株式会社プロジェクト茨城

### 4 選定経過

施設所管課による選考の後，笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い，施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

#### (1) 選定基準

申請要項で提示した，選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること	利用者の平等利用が確保されているか。	30

	と。	利用者本位のサービスが提供されているか。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した内容か。	20
		適切な施設の維持管理が確保されているか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	利用者の増及び利便性・サービス向上（サービスの質の確保）等のための適切な方策が講じられているか。	20
		効率的な管理運営が行われるか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	安定した経営基盤を有しているか。	30
		効果的・効率的な管理運営の体制か。事業計画に沿った管理を行う能力があるか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	収支計画は妥当か。	30
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報情報を管理できるか。	
		災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
合 計			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成29年10月19日（木）  
午後3時15分から4時15分まで
- ② 場 所 笠間市役所 教育棟2階 2-2会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 7名

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

筑波海軍航空隊記念館は、太平洋戦争末期に特攻隊員として多くの若者を戦場に送り出した筑波海軍航空隊があった笠間市が、特攻隊員を主とした当時の関係者の遺品や資料等を保存展示することにより、歴史への理解を深め、世界の恒久平和の実現に役立てるとともに、地域の教育及び文化の向上並びに地域の振興に寄与する事を目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠

間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった6名全委員が、株式会社プロジェクト茨城を指定管理者候補者として適当と判断した。

※評価傾向

選定基準13項目中、「市民の平等利用が確保されているか。」などの6項目について全委員が優れている以上の評価をしており、3項目については過半数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により、株式会社プロジェクト茨城が指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	株式会社プロジェクト茨城
主な選定理由	施設の運営に当たり公共性、公益性を前提に、各施設において各種事業を展開し、稼働率を向上させるなど、計画の実現性、これまで管理運營業務を適正に執行している同社の実績を評価したため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	筑波海軍航空隊記念館
指定管理者	株式会社プロジェクト茨城
指定期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(別添)

## 笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

(任期：H29. 4. 1～H31. 3. 31)

	委員名	所属・職名	備考
1	しのはら まさよし 篠原 正好	民間委員	
2	はたおか ひろしげ 畑岡 宏茂	民間委員	
3	たぐち ひろこ 田口 ひろ子	民間委員	
4	いぬづか あかり 犬塚 晶加里	民間委員	
5	かねかわ のりあき 金川 典明	民間委員	

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（行政側委員）

	委員名	所属・職名	備考
1	くすみ しのだ 久須美 忍	笠間市副市長	会長
2	しおはた まさし 塩畑 正志	笠間市市長公室長	
3	なかむら きみひこ 中村 公彦	笠間市総務部長	
4	おだの きょうこ 小田野 恭子	笠間市教育委員会教育次長	